



浦添市おすすめの観光みやげ「うらそえセレクトション」にも認定されている特産品「うらそえ織」が、新たなデザインコンセプトを発表しました。

デザイン
新デザインの特徴は、美しく彩られた布地に浮き上がる「4本のライン」。織り込まれた、その一本一本に願いを込めました。

「愛情」
「芯の強さ」
「育む力」
そして、
「太陽の輝き」

※意味付けられたラインには、浦添産の繭から手作業で挽いた糸を使用しています。また、「刺し子織」という、立体的に浮き出る織物の技法を用いています。

イメージ
「わんやていだよさー」と太陽のような熱き心で輝き続けた女性たち
イメージの源は、浦添の歴史伝説に語り継がれる2人の女性です。
一人は、舜天王の母。故郷へ帰る夫を待ち続け、強い信念と愛で、子どもを守り育てました(待つ港「マチナト」の地名由来)。
もう一人は、王妃アオリヤエ。琉球王国最大の試練に立ち向かった尚寧王を支え、純粋な愛に生きました。
この二人の女性が織りなす「愛情」「芯の強さ」「育む力」の物語に、「明るく優しく太陽のように輝き続けるうらそえ織」のイメージを重ね、新しいデザインコンセプトに活かしました。より美しく輝きを増した「うらそえ織」をお楽しみ

**新コンセプト発表記念
「うらそえ織」特別販売会開催**

日時
3月10日(木)
10時～17時30分

場所
市役所1階
市民ロビー

写真以外にも様々な商品を取り揃えております。



▲経塚駅の完成イメージ図

ください。
このデザインコンセプトは、モノレール延長で新設される「経塚駅」のステーションパターンにも採用が決定されています。今後、うらそえ織の4本ラインが駅を飾る予定です。

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届きましたら内容のご確認をお願いいたします。

納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問い合わせください。

土地および家屋価格等縦覧簿の縦覧について
地方税法第416条第1項の規定により、平成28年度土地価格等縦覧簿および家屋価格等縦覧簿を縦覧することが出来ます。

縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。

この機会にご自身の資産と他の資産を比較して、その資産が適正に評価されているかご確認ください。なお、期間を過ぎると縦覧ができなくなります。

縦覧については、以下の表をご覧ください。

縦覧できる方	市内の土地または家屋の納税者 代理人(納税者からの委任状が必要です。)
縦覧場所	市役所2階 資産税課窓口
縦覧期間	4月1日(金)～5月2日(月)土日・祝日を除く
受付時間	8時30分～17時15分(12時～13時を除く)
必要なもの	納税通知書または運転免許証などの身分が証明できるもの 代理人が縦覧する場合には上記に加え委任状
手数料	無 料

お知らせ

浦添市の特産品「うらそえ織」が 新デザインコンセプトを発表

■問い合わせ

うらそえ織

9888-4459

今までの介護予防訪問介護サービス

掃除や洗濯、調理などの支援や食事・入浴・排泄の介助など。

今までの介護予防通所介護サービス

施設等に通って食事・入浴・排泄の介助や機能訓練、レクリエーションなど。

これからの訪問サービス

今までの介護予防訪問
介護相当サービス + 民間企業・NPO 法人による生活支援サービス

掃除や洗濯、調理などの支援や食事、入浴・排泄の介助、生活必需品の買い出しなど。

医療・保健の専門職による訪問サービス 運動機能や口腔機能、認知機能の低下、低栄養等の状態の人に訪問での、3か月間の介護予防プログラム。

【利用者負担】 サービスにより異なります。

これからの通所サービス

今までの介護予防通所
介護相当サービス + 民間企業等による施設での通所サービス

機能訓練を行うことで、自宅でも取り組める運動を学ぶことを目的とし、最大1年間の利用ができます。

医療・保健の専門職による通所サービス 運動機能や口腔機能、認知機能の低下、低栄養等の状態の人に通所での、3か月間の介護予防プログラム。

【利用者負担】 サービスにより異なります。

お知らせ

3月から新しい介護予防・日常生活 支援総合事業が始まります。

■問い合わせ

地域支援課(内線3531・3534)

浦添市では、3月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)が始まります。

これは、今まで通りの介護予防サービス提供事業所によるサービス以外にも、民間企業やNPO法人、ボランティアが主体となったサービスの提供が可能になります。

一人ひとりの状態にあったサービスが提供できることで生活支援サービスが充実し、より介護予防に取り組めるようになります。

通所・訪問サービスについては、要支援1、2(またはそれ相当の人)を対象に、サービスを提供します。

また、総合事業の開始に伴い、サービスを提供するのは専門職だけでなく、市民ボランティア主体で実施することが出来るようになります。

内容は、ごみ出しや布干しなどのお手伝いを中心となります。介護予防を目的とする体操・運動サークルなども出来ます。

市では、ボランティア活動を行う市民へ、研修を予定しています。活動に興味のある人は、ぜひご参加ください。

お知らせ

バイク・軽自動車の手続きは3月中 に済ませましょう!

■問い合わせ

市民税課(内線2211・2212)

軽自動車税は毎年4月1日現在バイク・軽自動車を所有している人に納税義務があります。

登録・名義変更・住所変更・廃車等の手続きがまだ済んでいない人は早目に手続きを行ってください。

手続きは車種によって窓口が異なりますので、次の表でご確認ください。

車 種	受付窓口
原動機付二輪車 (50cc～125cc) 小型特殊自動車・ミニカー	浦添市役所市民税課 軽自動車税係 ☎876-1234(2211・2212)
軽二輪 (126cc～250cc) 軽自動車	全国軽自動車協会連合会 沖縄事務所 ☎050-3816-3126
二輪の小型自動車 (251cc以上)	沖縄陸運事務所 ☎050-5540-2091

原動機付二輪車の手続きに必要なもの

■新規登録の場合
販売証明書、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

■名義変更(浦添市ナンバー)の場合
標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、ナンバープレート、自賠責保険証明書

■抹消(廃車)の場合
標識交付証明書、ナンバープレート、名義人の印鑑

※広報2月号でもお知らせしましたように平成28年度より軽自動車税の税率が変わります。手続き忘れのないようお願いします。